

社会福祉法人 湖南省社会福祉協議会
役員・評議員の報酬および費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人湖南省社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員および評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 本会の会長に対して報酬を支給する。ただし、会長が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、月額60,000円とする。

(支 給 日)

第3条 会長の報酬は、毎月21日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(費用弁償および旅費)

第4条 役員等が、理事会、監査、評議員会に出席するための費用弁償を支給する。また、本会の業務のために旅行したときは、その旅費を支給する。

2 理事・監事の費用弁償額は、1回 5,000円とする。

3 評議員の費用弁償額は、1回 4,000円とする。

4 費用弁償額は、会長および役員等が職員である場合は、これを支給しない。

5 旅費については、市外のみとして役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額を支給する。

(その他)

第5条 この規程に定めるものの他、必要な事項に関しては、会長が別に定める。

2 この規程の改廃を必要とするときは、理事会の議決を経てこれを行う。

付 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。